

[あ行]

・一時避難場所

災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は帰宅難民が公共交通機関が回復するまで待機する場所で、集会所等の比較的小規模な建物や公園・空き地等。

・液状化

地震の際に地下水位の高い砂地盤が振動により液体状になる現象。比重の重い構造物が埋没・傾倒し、マンホール等の地中に埋没する比重の軽い構造物が浮き上がるなどの現象が発生することがある。

・応急救護所

多数の負傷者が発生し、医療施設に収容できない場合及び医療施設の損壊等で医療機能の低下を招き収容できない場合に、設置することとなる救護施設。

[か行]

・家具転倒防止器具

震災時の家具の転倒等による人的被害の軽減を図ることを目的として、家具等とその接地面に対して設置されるL字金具等の固定器具。

・仮設住宅

災害により住宅が全壊するなどの被害を受け、自力で住居を確保できない被災者に対し、建設して一時的に供与する簡単な住宅。災害救助法に基づく被災者支援策の一つとして都道府県が建設する。原則、災害発生日から20日以内に着工され供与期間は2年以内。

・帰宅困難者(帰宅難民)

勤務先や外出先等で、地震や津波等の災害に遭遇し自宅への帰還が困難になった者。

・緊急地震速報

気象庁が地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し、震源やマグニチュードを直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報。

・減災

災害時において発生し得る被害を最小化するための取り組み。防災が被害を出さない取り組みであるのに対して、減災とはあらかじめ被害の発生を想定した上で、その被害を低減させようとするものである。

・広域応援体制

災害による大規模な被害が発生又は被害が拡大したことにより、市町村の災害対応のみでは対応が困難と予測される事態が発生したときに備え、平時から他自治体や民間事業者、関係機関等との間に確立する災害対応の体制。

・広域避難場所

災害の発生により大規模な避難を要する場合に、それに適した広さ等の十分な条件を有する公園や学校(グラウンド)等の空間をいい各自治体が指定する。地震等による火災の延焼拡大が予想される場合に避難する場所を指す。

・高機能消防指令センター

火災・救急等の災害通報の受信から、災害地点の特定、出動隊の編成及び指令、支援情報の提供、関係機関への連絡等を一元的に処理する機能を持った消防機関。

- ・**後方医療施設**

東京都災害拠点病院、救急告示医療機関及びその他の病院で被災を免れたすべての医療機関。

[さ行]

- ・**災害援護資金**

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、地震や津波等の災害によって住居や家財が大きな損害を受けたり、世帯主が負傷したりした一定所得以下の世帯に対し、市町村が最高350万円を貸し付ける援護資金。

- ・**災害救助法**

国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする法律。

- ・**災害警戒本部**

鳴門市地域防災計画に基づき、災害対策本部の設置に至るまでの間、企画総務部長を本部長に、気象情報や被害等の状況の収集活動等を行い防災に関する諸情報の一元化を図り、防災に関する総合調整を行う組織。

- ・**災害時応援協定（相互応援協定）**

災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関等との間又は自治体間で締結される協定。

- ・**災害時統一標識**

災害発生時に迅速かつ円滑な避難を行うため、誰もがいつ何時、全国のどこの地域においても、理解でき、かつ分かりやすく統一された避難標識を整備する必要があるという考えのもと、消防庁が示した(広域)避難所や津波避難場所等の統一標識。

- ・**災害時等協力事業者登録制度**

災害時に、人員・資機材等で協力してくれる事業所を「災害時等協力事業者」として登録し、協力を得て被害の軽減を図ることを目的とする制度。

- ・**災害時優先通信**

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、電気通信事業法等に基づき防災関係等各種機関等に対し、固定電話及び携帯電話の各電気通信事業者が提供しているサービス。災害時の電話回線混線時には、発信が規制等を受けずに優先される。

- ・**災害時要援護者**

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人での避難が難しい住民。

- ・**災害時要援護者避難支援プラン**

国のガイドラインに基づき、災害発生時に災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的に、市町村の災害時要援護者支援に関する全体的な考え方を示す計画。

- ・**災害対策基本法**

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定める法律。

- ・ **災害対策本部**
 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、地方自治体が地域防災計画の定めるところにより、首長を本部長に、関係都道府県および市町村の職員を本部員として臨時に設置される機関。
- ・ **災害弔慰金**
 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、地震や津波等の災害によって死亡した者の遺族に対して支給される弔慰金。
- ・ **災害廃棄物**
 地震や津波、洪水等の災害に伴って発生する廃棄物。倒壊・破損した建物などの瓦礫や木くず、コンクリート塊、金属くずなどがある。
- ・ **災害ボランティアセンター**
 主に災害発生時のボランティア活動を効率よく推進するため、被災者ニーズの把握やボランティアの受け入れ等を行う組織。
- ・ **事業継続計画（BCP）**
 災害や事故等の発生時において、都道府県や市町村、企業等がそれぞれの立場で実施すべき中核となる事業(非常時優先業務)を継続、又は早期復旧するために必要な取り組みを定める計画をいい、BCPと標記されることもある。
- ・ **自主防災会**
 町内会や学校区単位の地域住民で組織され、平時は防災訓練や住民への防災意識の啓発活動、災害時には初期消火や救助活動、住民の避難誘導などを担う任意団体。鳴門市では平成23年9月現在で13地区20団体が組織され、世帯数で算出した組織率は約74%。
- ・ **自治振興会**
 地域の共通課題や公共的な課題に対して、環境、文化、安全、体育、人権等の専門部会を設け、地域の実情に即したコミュニティ活動を地域住民の参加のもとに取り組む任意団体。市内14地区で結成され、自治機能を有するコミュニティ組織として活動している。
- ・ **消防団**
 消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関。鳴門市では、鳴門市消防団設置条例等を根拠とし、市内各地区に設置された全46分団に約960人の団員が所属している。
- ・ **新耐震基準**
 昭和56年の建築基準法改正により施行された新たな耐震基準。建物は震度6強程度の地震でも建物が倒壊しない耐震性能を備えることとし、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物に対して適用される。
- ・ **すだちくんメール**
 徳島県とYahoo! JAPANが連携し、提供している災害時の安否確認サービス。家族や職場等でグループを設定し、災害時に各個人が入力した安否情報の共有と安否確認ができる。
- ・ **全国瞬時警報システム（J-ALERT：ジェイアラート）**
 大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用し瞬時に地方公共団体に伝達するシステム。鳴門市では平成23年4月運用開始している。
- ・ **総合防災訓練**
 災害対策基本法や防災基本計画等に基づき地域防災計画に定める、台風や地震、津波等の大規模災害を想定し実施する総合的な防災訓練。鳴門では、毎年、防災の日（9月1日）前後に実施している。

[実行]

・耐震化優先度調査

平成15年に文部科学省が作成した学校施設耐震化推進指針に基づき、耐震診断又は耐力度調査を実施しなければならない学校施設を複数所管する設置者が、どの学校施設から耐震診断又は耐力度調査を実施すべきか、優先度を検討することを主目的とする調査。

・耐力度調査

老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価する調査。

・中央防災会議

内閣の重要政策に関する会議の一つとして、内閣総理大臣をはじめとする全閣僚、指定公共機関の代表者及び学識経験者により構成され、防災基本計画の作成や、防災に関する重要事項の審議等を行う会議。

・Twitter (ツイッター)

個々のユーザーが「つぶやき」と称される140文字を上限とする短文を投稿し合い、閲覧できるウェブサービス。

・津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に浸水する陸域の範囲。過去の津波の浸水実績やシミュレーションによる津波の浸水地域に基づき定める。

・津波避難ビル

津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時もしくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る）。構造的には新耐震設計基準に適合し、かつRC（鉄筋コンクリート）かSRC（鉄骨鉄筋コンクリート）造で、確保すべき階数は地域ごとに想定される浸水状況に応じて決められ、鳴門市では3階建て以上を条件としている。

・出前講座

「生涯学習まちづくり出前講座」として、市職員等が直接地域住民等のもとへ出向き、市政の仕組みや制度・事業の内容等について説明を行う講座。生涯学習支援を目的に毎年開催しており、大学関係者やボランティア講師等の協力による講座も開設している。

・出前市長室

本市の抱える課題に迅速かつ効果的に対応するため、市長をはじめとする幹部職員が地域住民や事業所等に対して直接市の取り組みを説明するとともに、意見交換を行う公聴事業。市内14地区の自治振興会単位で行う「まちづくり出前市長室」と、各産業別にテーマを設定し行う「産業版出前市長室」がある。

・東海地震

駿河湾内に位置する駿河トラフで、周期的に発生する巨大海溝型地震の呼称。約100年から150年を周期に発生しており、過去には、1854年の安政東海地震や1707年の宝永地震（東海・東南海・南海の三連動地震）、1605年の慶長地震など、いずれもマグニチュード7.9以上の大地震が発生している。

・東南海地震

紀伊半島沖から遠州灘にかけてを震源とする周期的な巨大海溝型地震の呼称。約100年から150年を周期に発生しており、過去には、1944年の昭和東南海地震や1854年の安政東海地震、1707年の宝永地震（東海・東南海・南海の三連動地震）など、いずれもマグニチュード7.9以上の大地震が発生している。

- ・ **東南海・南海地震防災対策推進基本計画**

平成16年3月に中央防災会議が、東南海・南海地震特別措置法に基づき、東南海・南海地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針等を定め、東南海・南海地震防災対策推進地域における地震防災体制の推進を図ることを目的に取りまとめた計画。

- ・ **東南海・南海地震防災対策推進地域**

東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域をいい、防災施設の整備や津波からの避難計画の作成等、総合的な防災対策を推進すべき地域を定めるもので規制的な要素は含まない。

- ・ **徳島県地震動被害想定調査**

徳島県が独自に行った地震防災アセスメント調査や、政府や中央防災会議の行った調査の結果を踏まえ、徳島県が今後の地震防災対策に活用するため、徳島県の地域特性を考慮し平成17年3月に実施した調査。

- ・ **徳島県地震防災対策行動計画**

南海地震の発生に備え、地震防災対策を計画的かつ効果的に取り組むことにより被害を最小限に抑え、「地震に強いとくしま」を実現するために、徳島県が「南海地震発生時の死者ゼロを目指す」という理念を掲げ平成18年3月に策定した行動計画。

[な行]

- ・ **鳴門市自治基本条例**

住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例。「自治体の憲法」ともいわれ、最高規範性を有するとして、自治体における法体系の頂点に位置づけられる。鳴門市においては平成23年3月に公布し、同年11月に施行することとしている。

- ・ **鳴門市しらせ隊**

職員・学校等、また、関係団体等の中で迅速な情報伝達や連絡体制の確立を図るために活用するメール配信システムの名称。インターネットへの接続環境さえあれば、職場や家庭、屋外など、どこにいても特定の対象者に対して一斉メール配信ができる。

- ・ **鳴門市総合計画**

鳴門市の目指すべき方向を実現するための施策を明らかにし、総合的、体系的かつ計画的な新たなまちづくりの基本指針となるもの。鳴門市の持つ各種計画や施策の基本となる最上位の計画。

- ・ **鳴門市防災・災害対策会議**

鳴門市において、防災・災害対策における現状や課題、また、市全体で、組織全体で効果的な防災・災害対策のための施策や事業を検討・推進するための機関。

- ・ **南海地震**

紀伊半島の紀伊水道沖から四国南方沖を震源とする周期的な巨大海溝型地震の呼称。約100年から150年を周期に発生しており、過去には、1946年の昭和南海地震や1854年の安政南海地震、1707年の宝永地震（東海・東南海・南海の三連動地震）など、いずれもマグニチュード8.0以上の大地震が発生している。

- ・ **法面**

高速道路、堤防等に付随する人工斜面。

[は行]

・ハザードマップ

防災マップとも呼ばれ、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難場所等の情報が既存の地図上に図示される。鳴門市では、国や県の被害想定を基に作成した「揺れやすさマップ」、「津波ハザードマップ」及び「洪水ハザードマップ」を平成20年に発行している。

・被災者支援システム

災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、被災証明の発行、支援金等の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退居など一元的に管理できるシステム。

・避難勧告

災害が発生又は発生するおそれがある場合において、人命を災害から保護し、災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、災害対策基本法第60条に基づき、原則市町村長の判断で地域の居住者や滞在者に対して行う避難のための立退き勧告。

・避難困難地域

津波の被害が想定される地域の中でも、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地理的条件等の理由により、近くの安全な高台等への避難が困難と想定される地域。

・避難指示

災害対策基本法第60条に基づき、被害の危険が切迫し、避難勧告よりも緊急度が高いと市町村長が判断した場合に発せられる情報。

・避難準備情報

避難勧告や避難指示を行うことが予想される場合に、避難準備を呼びかける情報。

・避難対象地域

津波発生時に避難が必要な地域で、津波浸水予想地域に基づき市町村が範囲を定める。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水予想地域よりも広い範囲で指定する。

・標高表示標識

公共施設や道路等の日常的に住民の目に触れる場所や、特に標高が低く水害等の際に危険と判断される地点等に設置される、その地点における標高を知らせる標識。

・フィールドワーク

調査対象を設定し、実際に現地を訪れ、その対象を直接観察、関係者への聞き取り調査やアンケート調査を行い、現地での資料収集を行うといった調査技法。

・福祉避難所

災害時要援護者のうち、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅者を対象とし、災害発生時にこれらの者を一時受け入れし、ケアを行う施設。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設等を地方自治体が指定する。

・防疫

感染症(伝染病)の発生・流行を予防すること。感染症患者の早期発見・隔離、消毒や媒介動物の駆除、予防接種などを行う。

・防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画をいい、災害予防、災害応急対策、災害復旧の段階ごとに、国、地方公共団体及び防災関係機関等の役割と責務を明確にしている。

- ・ **防災行政無線**

風水害や地震などの災害が発生、又は発生する恐れのあるときなど、的確な情報を地域住民等に伝えるために屋外スピーカー等を用いて広報・周知させる無線。

- ・ **防災行政ラジオ**

防災行政無線を自動的に受信するラジオ機能を有する機器。各戸又は各地域で聞こえないなどといった防災行政無線の難聴に関する問題を、解消する一手法として用いられる。

[ま行]

- ・ **マグニチュード**

地震の規模を表す尺度、また、その数値をいう。記号「M」を用いて標記され、地震波の最大振幅を基に算出される。震度が土地の揺れの強弱を表すのに対し、地震規模そのものの大小を示す。

- ・ **民生委員**

民生委員法に基づき、各地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として厚生労働大臣の委嘱のもと市町村の区域に配置される民間の奉仕者。地方公務員法では、非常勤の特別職の地方公務員に該当すると解されており児童委員を兼ねる。任期は3年。

[ら行]

- ・ **ライフライン**

電気・ガス・水道等の公共公益設備や電話やインターネット等の通信設備、圏内外に各種物品を搬出入する運送や人の移動に用いる鉄道等の物流機関など、都市機能を維持し人々が日常生活を送る上で必須の諸設備。

- ・ **り災証明**

市町村が建物の被災状況を調査し、「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」・「一部損壊」に区分して発行する証明書。義援金や被災者生活再建支援金の受給、災害援護資金の融資申請等の際に必要となる。

- ・ **陸閘（りっこう）**

河川等の堤防を、通常時は生活のため通行出来るよう途切れさせてあり、増水時にはゲート等により塞いで暫定的に堤防の役割を果たす目的で設置された施設。

- ・ **ローリング**

計画の「実行 分析・評価 計画の修正・実行」というサイクル(循環)を繰り返す方法。